公益財団法人高知県消防協会表彰規程

(総 則)

第1条 公益財団法人高知県消防協会定款第4条第3号の表彰は、本規程による。

(表彰の区分)

- 第2条 前条の表彰は、次の区分による。
- (1)表彰旗 ア 消防機関にして規律厳粛で各般の施設充実し成績優秀にして他 の亀鑑であるもの
 - イ 消防機関にして水火災その他の災害の現場において功労抜群の 活動をなし、他の亀鑑であるもの
- (2) 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずると認められるもの
- (3) 功労章 正会員にして水火災その他災害の現場において危険を冒して功労 抜群の活動を為し他の模範である者
- (4) 勤続章 正会員にして 20 年以上勤務し、成績優秀にして他の亀鑑である 者
- (5) 顕彰状 正会員にして消防任務の遂行中殉職した者
- (6) 感謝状 ア 消防長5年以上、その他の団員、職員10年以上在職して退職 し、在職中消防の使命を全うし成績優秀であった者
 - イ 正会員以外の者又は消防機関にあらざる団体にして消防上特 に功労のあった者
- 2 前項第6号の感謝状には金品を併せて贈与することができる。

(表彰者名)

第3条 表彰は総て会長の名において行う。

(表彰の具申)

第4条 市町村長(又は消防長)は第2条の表彰に該当する場合は、その事実を調査して、別に定める様式により会長に具申しなければならない。

(表彰の審査・選考)

第5条 表彰は、前条の具申に基づき理事会で審査選考のうえ行う。ただし、感謝 状については、この限りでない。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月24日から施行する。